（独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正）

第二十三条　独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第百四十二条の表独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八号）附則第八条第二項の項を削る。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第二十四条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表改正前国共済法第百二十四条の三の項中

別表第三に掲げるもの及び同号	国家公務員共済組合法別表第三に掲げるもの及び同号

を

別表第三に掲げるもの及び同号	国家公務員共済組合法別表第二に掲げるもの及び同号
国立研究開発法人森林総合研究所	国立研究開発法人森林研究・整備機構

に改める。

附　則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　金田　勝年
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　松野　博一
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
環境大臣　山本　公一

消費者安全法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百九十七号

消費者安全法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第二条第五項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者安全法施行令（平成二十一年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号イ中「第三項」を「第四項」に改め、同号ロ中「、第九条又は第十条」を「又は第八条の二から第十条まで」に改める。

附　則

この政令は、消費者契約法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十一号）の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百九十八号

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、海上交通安全法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百四十一条第四項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第四号中「設置し、」の下に「若しくは」を加え、「廃止、位置の変更」を「位置の変更、供用の休止、再開若しくは廃止」に、「第二条ただし書」を「第三条第一項」に、「第三条第二項若しくは第四条第一項」を「第九条、第十条第一項若しくは第十三条第五項若しくは第六項」に改め、「受けた者」の下に「若しくは同法第六条（同法第十三条第十項において準用する場合を含む。）若しくは第十三条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者」を、「行為」の下に「若しくは当該届出に係る行為」を加える。

附　則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

総務大臣　山本　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三